

中國農村に於ける結婚と世代の問題（上）

内田 智 雄

本稿は本來「家族制度と輩に就て」と題して、かつて「支那學」（第十卷第四號）に掲載せるものの續稿であり、またこれは筆者の中國家族制度に於ける世代主義論攷の一部をなすものであつて、従つてそれは夫々獨立の論考ではないのであるが、便宜上には結婚と世代の問題をとり出して、獨立の一篇としてまとめてみることにした。

當初本稿に於ては、定婚より婚禮に到るまでの諸手続き、即ち結婚のとりきめ及びその年齢、門當戸對即ち家格財産等の對等條件、媒人、通婚圈、婚書の形式、婚姻にまつはる民衆信仰の態樣等の諸問題を、その豫備的條件として紹介し且つ考察する豫定であつたのであるが、紙幅の關係上凡てそれらを省略して、こゝでは農村で「迎親」又は「迎娶」などと呼ばれて居る婚禮當日に於ける嫁迎ひの儀禮紹介から始めることとする。

然しながら婚姻の手續きや儀禮、それにまつはる習俗なども、またそれらの名稱自體さへもが、地方によつて甚だしい差異を存して居るのであるが、こゝには河北省良鄉縣吳店村のそれを紹介し、以てそれらと世代との關係、即ち筆者いふところの世代主義若しくは世代的規範が、婚姻儀禮や習俗及び婚姻自體に、如何に織り込まれまた如何に規範付けて居るかを記述し、次に婚姻のとりきめに見られる世代規範のあり方を考察し、ついで歴史的な文獻に徴して、婚姻とかゝる世代規範との關係を一瞥し、最後に中國農村家族制度に於ける世代的規範一般をも略敘することによつて、以て結婚に於ける世代的規範の意義比重を考量するの資たらしめたいと思ふ。

- 注 (1) 婚姻の字義は爾雅に「婿の父母を姻といひ、婦の父母を婚といふ」とあり、説文には「婚とは婦の謂なり、姻とは婿の謂なり」などであるが、本稿に用ひるところは單に結婚の意義に他ならない。従つて文中往々にして結婚の語も併せて用いて居るけれども、兩者用語上に何等の區別を有するわけのものでは決してない。
- (2) 北支慣行調査資料第一〇九輯、家族制度篇第一八號參照。

先づ迎親の行列は次の如き構成であると言はれる⁽³⁾。

執事 開銅鑼二人。肅靜廻避牌四人。搬燈四人。宮灯二人。氣死風灯二人。扇一人(扇の上に「狀元及第」又は

「小登科」と書く)。傘一人。鼓手十六人(號一人、大鼓八人、鎖呐二人、雲鑼二人、笙一人、管一人)。

轎 轎夫八人(新娘の乗る紅轎)。

轎 轎夫四人(新郎の乗る綠轎)。

伴郎四人 「男ノ方デ頼ンダ知人親友ナドデ、全口人デナクトモヨイ。新郎ノ着物ヲ着カヘルノヲ世話スル」人である⁽⁴⁾。

大敵車二臺 「娘家へ十里以上アルトキ、轎夫ガ交替シテ休ム車」と言はれる⁽⁵⁾。

注 (3) 農民は「大娶」と「小娶」とを區別して居る。大娶の時は娶親太太、執事、提溜茶壺的(上水壺を持つ子供)、四位伴郎、新郎などが迎親に行くのであるが、小娶には新郎と四位伴郎と執事とが行かない。鼓手も大娶の時には十六人であるが、小娶には十二人乃至八人と言はれる。然しかく迎親の諸役人數に増減はあつても、「他ノ禮節ハ皆同ジ」であると言はれて居る。大娶を行ふ家は土地を十頃二十頃ともつた家で、かうした家では金もあり交際も廣いから、好面子で大娶しなければならぬと言はれ、小娶は一般通常の家庭で行はれる婚禮を指して居ると言はれる。従つてこの良郷縣吳店村に於ては、「大娶ヲスルモノナシ」と言はれて居るのであるが、この農民は大娶の場合に就き極めて精細に述べて居り、且つその農民自身によつて兩者禮俗に本質的な差違はないと付言されて居るからして、以下大娶の場合に就て記す

中國農村に於ける結婚と世代の問題(上)

ることとする。北支慣行調査資料第一〇九輯（家族制度篇第一八號）九頁二七頁參照。

(4) 北支慣行調査資料第一〇九輯（家族制度篇第一八號）九頁。「全口人」は兩親及び妻の共に生存する人。

(5) 同上、九頁。

上記新娘の紅轎の傍には、「背喜包の人」が一人喜包を背負つてついで行く。この喜包の中には昔は銅錢を赤紙で包んで容れたものであるが、今は十錢札や銀幣（ニッケル貨）や紅臘一對、または茶葉などを赤紙に包んで容れると言はれて居る。

この迎親の一行が新娘の家の表につくと、新娘の家は大門を閉めて「幹什麼的」（何をする者か）ときき、背喜包の人が「娶親來的」（嫁のお返に來たのだ）と答へると、新娘の家人は中から喜包を呉れと叫ぶ。すると背喜包の人は喜包を大門の上から中へと投げ入れる。尤も紅臘一對のみは背喜包の人が別に娘家の家人に手渡し、その者が新娘の部屋に持つて行き新娘が着物を着替へるときに用ひると言はれる。この喜包を投げ入れるのを「撒喜錢」又は「撒滿天星」と呼び、これは娘家の子供たちへのおみやげの意を有するものと説明される。これが濟むと新娘の家人は大門を開けて一行を中に招じ入れる。鼓手は大鼓その他の樂器を鳴らしながら入つて行くのであるが、一行が大門内に入つてしまふと、新郎や伴郎たちも轎や車から下り、官坐兒屋子（男客の部屋）で茶を飲んで休息をし、娶親太太のみが新娘の部屋に入つて行く。新郎は官坐兒屋子で茶を飲み着物を着替へると、院子に出て天地爺（即ち天地神）の前で四勤四懶的頭といふ叩頭をする⁶⁾。四勤叩頭の時伴郎たちは、新郎の立ち上るのを扶けることゝされて居る。これが終ると伴郎たちは、新娘の家の男の人たちに向つて「請長上的人、出來見禮」（お宅の上輩の方々はこゝにお出まして下さつて、新郎の挨拶をお受け下さいませ）と言ふのであるが、新娘の方の男の者は「話到禮到」（お言葉だけで結構です。それには及びません）とことばはることゝなつて居る。それから新郎は今一度天地

爺に向つて叩頭を四回する。

一方娶親太太は新娘の部屋で、新娘に上頭（即ち加笄）をし、着物を着替へさせてやる。この時にさきの喜包の紅臘一對を用ひるわけである。上頭が終ると娶親太太が「謝親」と大きな聲で叫ぶ。それから新娘の舅舅（母の兄弟、又は父の弟即ち伯叔父）が新娘の部屋に入り來り、新娘を背負つて紅轎の中に容れる。かく新娘を背負つて轎の中に容れることの意味を、「新娘ハ行キタガラナイカラ強イテ容レル」の意を寓したもので、即ちそれは親への別離の忍び難きを示す習俗であると農民は説明する。新娘が轎に乗つてしまふと、四人の伴郎は新娘の家人に作揖（揖禮）をし、家人たちは伴郎に「保沉車」（意義明でないが、氣を付けて下さいといふ程の意であらう）といふ。

歸途の行列は迎親の者以外に、新娘は勿論のこと新娘の兄とか弟とか平輩の者が二人、新娘の轎の兩側について歩く。これを「押轎」（轎を率領する人）と呼んで居る。また他に送親太太が一人、これは新娘の轎の後から、別に轎があればそれに乗り、なければ洋車に乗つて行列中に加はる。そしてこの送親太太は新娘の親戚の太太、又は街坊即ち近隣の老太太であつてもよいとされてゐるが、共に新娘と不犯相の人であることが強く要請されて居る。而して上記の如く押轎的は、新娘と平輩であることを要するとされて居るが、なほ次の應答によれば、送親太太即ち新娘を送つて來る婦人にも、この犯相不犯相といふこと以外に、世代の上になにがしかの制約が存して居るものゝ如くである。

送親ハ上輩ハシナイカ——上輩ハシナイ。

平輩ナキトキニノミ上輩ガツイテ行ク。

上輩デアレバ誰カ——叔父、伯父。

下輩ハシナイカ——平輩ヤ下輩デヨイ。下輩ナキ時ニノミ上輩ガ行ク⁽⁸⁾。

かくの如く新娘・押轎的二人・送親太太などを加へて、花嫁の行列は新郎の家へと向ふのであるが、この時にはさきに新郎の家から持ち來つた紅毡でもつて、途中行列の通過する井戸・廟・古樹や石橋などに對して、新娘の轎を覆ふことゝされて居る⁽⁹⁾。

注 (6)農民の説明によれば、四勤とは地に跪いて一度叩頭をして立ち上り、かくすること四回、四懶とは一度地に跪いて、そのまゝ立ち上らずに叩頭すること四回、計八回の叩頭をすること。同上資料一〇頁。

(7)犯相・不犯相は吾國の所謂相性、即ち相生相剋の俗信で、吾國にては五行と干支と九星とが併せ用ひられて居るに對し、中國農村に於ては専ら生年月日時による十二支が用ひられて居るやうで、これによつて合婚の吉凶も亦決せられて居る。一例を農民の語るがまゝに記すれば次の如くである。

猪猴不到頭。亥と申と凶。

金雞怕玉犬。酉と戌と凶。

羊鼠一代修。未と子と吉。

蛇虎如刀碰。巳と寅と凶。

龍兔淚交流。辰と卯と凶。

白馬犯青牛。午と丑と凶。

(8)同上資料一二頁。筆者の提起せる質問は、押轎的や送親太太を含めて「送親」と呼んだのであるが、農民の回答がこの兩者を包攝するものなるか否か明かでない。

(9)これは男家より女家への「通信」、即ち婚姻の日どり決定後に、新娘は何時頃轎子に乗るとよいか報らせる通知狀に、
謹遵憲書選擇行嫁利月九月十九日卯時過門吉

一論下聘安牀宜於十八日吉

一論娶女客忌屬猪兔羊鼠四相人不用餘均吉

一論新人下轎坐帳面向正南迎喜神吉

一論新人宜住東屋北間西屋南間大吉

一論路過井石橋廟古樹用紅毡遮過吉

などであるこの最後の記載がそれである。同上資料七頁参照。

廟ヤ井戸ナドノ所ヲ毛毡ヲ覆フノハ如何イフワケカ——廟ノ神ヤ井戸ノ中ノ怪物又ハ五鬼神ノ沖スルヲ避ケルタメ。

井戸ニハ龍王ガ居ルトサレテキルノニ、如何シテ水怪モ居ルノカ——水怪モ居ルダラウ。龍王ガ沖スコトヲ防グノダ
ラウ。

と。廟に神佛が在り、井戸に龍王が棲むと信ぜられ、古樹が神聖視されるといふことと、この婚姻習俗とは何やら矛盾すると思はれるものがないではないが、この點に關する農民の應答は頗るあやしい。同上資料一〇頁。

この迎親の一行が新郎の家の大門に着いても、新娘は大門外で轎から下りることなく、院子にしつらへられた天地桌（天地神の前の祭壇）の前までそのまゝ進み、新娘が轎から出る時には「接轎的人」⁽¹⁰⁾二人がこれを扶け出し、且つ地面には紅毡を布き、決して土地を履ませないやうにする。そして新郎と共に紅毡の上に立つて拜天地、即ち天地神を拜するのであるが、この時新娘の後部左右には、接轎の人が一人宛立つ。一方新娘と共に送親して來た押轎的二人は、四人の伴郎に案内されて官坐兒屋子に入り、茶を飲んで休息をする。送親太太も亦新娘の部屋に入つて休息する。他方新娘の到着する前に、同族親戚友人などの出份子的人（お祝儀を呉れた人）に食事を供し、拜天地の終る頃にその食事が終るやうにする。これらの出份子的人は食事を終へてから新郎新娘に見禮し、見禮したら歸宅するのであるが、見禮してから食事をする者も亦ある。

天地爺即ち天地神の牌位は、通常この地方では正房外部や、東寄りの上部に設けられて居り、従つて天地桌即ち天地神への供物その他を供へる卓は⁽¹¹⁾、その前方數尺の地上に置かれてあり、拜天地を行ふ場所は院子中央より少しく北東寄りになるわけである。天地桌上には中央に斗即ち正方形の一斗櫛を置き、その中に高粱を一杯に充し、高粱の中に小さい弓一個、箭三根、小さい鉤兒秤（かけばかり）一桿を挿し、斗の上にはまた線香の束を横

に置き、斗の兩側には紅臘を一本宛立てる。新郎新娘はこの天地桌の前に男左女右に立ち、新娘の後部左右には前記の如く接轎の人が一人宛立ち、また桌の向つて左横には伴郎二人が立つて居て、新郎新娘が叩頭をする時、この伴郎中の一人が斗から弓箭と鉤兒秤を取り、他の一人が前記の線香に火を點じて斗の中に挿す。この拜天地のとき送親太太は依然喜房にとゞまり、媒人も新郎の家に来てはゐるが、共にこの拜天地には列ならないものとされて居る。

拜天地が済むと紅毡を天地桌の前から喜房にまで布きつらね、新郎新娘はその上を歩いて喜房に入る。この時新郎が先きに新娘が後に立ち、伴郎二人は新郎の横に、接轎的人二人は新娘の横に立つて歩く。新郎が喜房の入口に達すると、伴郎は天地桌に供へてあつた弓と箭三根とを新郎に渡し、新郎は室内に入らずに門坎で、弓箭をつがへて喜房の三隅に向つて射り、室内に入つてから箭を射ない一隅にその弓を置く⁽¹²⁾。

喜房屋裡（へやの中）には炕の前に木頭墩子（木の臺）が置かれ、その上に紅高粱が一、二斗袋に容れて置かれてあり、先づ新郎が、次に新娘がそれを踏んで炕の上にあがり、男左女右に、炕から土間の方を向いて立ち、伴郎二人接轎的人二人は土間で、新郎新娘の方を向いて二人づつそれぞれの側に立つ。そして伴郎が「兩個人平坐」（お二人ともお坐り下さい）といふと、始めて新郎と新娘とが坐る。これを「坐帳」と呼んで居る。坐帳すると伴郎は新郎にさきの鉤兒秤を渡し、新郎はその秤で新娘の頭から顔にかむつて居る布をとる。それを「挑蓋頭」と呼ぶ。とられた蓋頭は「ドコデモヨイ捨テ、置ク」と言はれる。そしてその鉤兒秤は室の一隅に置かれて居る弓と一所に置く。それから伴郎は院子に居る「張羅人」（世話人）に命じて小飯兒（子孫餃子と長壽麵）を持來せしめ、それを伴郎の手から更に接轎的に渡し、接轎的人二人は炕の上にあがつて小飯兒を新郎新娘に喰べさす。新郎新娘は一椀三口づつこれを喰べて、それをまた椀の中に吐き出して、それを桌子の上に置

次に新郎が送親太太を呼ぶと、送親太太は鑰匙（かぎ）を持參して新娘に渡し、新娘は更に新郎に手渡しする。新郎はそのかぎで新娘の粧奩（嫁入りの道具）中の箱子（はこの錠を開いて後、伴郎と共に喜房を出て行く。すると接橋的二人が洗面盆を持ち來たり、新娘はそれで顔を洗ひ、白粉をつけ、新衣を着替へる。他方新郎は喜房を出てから、送親的爺們（新娘を送つてきた新娘の男の親族）に茶を供し、見禮をするのであるが、この時送親的爺們が自分より上輩であれば叩頭し、平輩ならば鞠躬（上半身を前方に曲げる敬禮）をする。新娘が新衣を着終はると、接橋的は「穿好了衣裳了」（衣裳のお仕度が出來ました）と贊へる。それから新娘は喜房を出て新郎と共に拜三堂佛（關老爺・龍王爺・財神を拜す）をし、それが濟んでから「分大小」、即ち新娘を家人に紹介するのであるが、この場合にも上輩には叩頭、平輩には鞠躬、下輩には下輩が逆に新娘に道喜（お祝を述べる）することゝされて居る。それから新娘は同族親戚朋友などに紹介せられて見禮する。これが終ると送親的爺們が伴郎に、「請長親道喜」（私たちはお宅の上輩の方々に祝辭を申し述べたいのですが）といふのであるが、伴郎は「話到禮到」といつて改めて新郎の上輩たちに道喜させないことゝなつて居る。

次に伴郎は送親的爺們に「請赴席罷」（どうぞ宴席へおいで下さい）といひ、彼等を棚裏（院子にアンペラをめぐるしつて作つた宴會場）に案内して席に着かしめる。棚裏の席は規模の大小や來客の多少によつて異なるが、正坐兒に三桌又は五桌を置き、一桌に大體六人づつで、正坐兒には送親的爺們が坐り、伴郎や文明的人即ち高貴的人（村長校長などの有力者や知識人）が陪客し、他の者は諸他の席につくのであるが、かゝる席に於ては全體としても亦個々の桌に於ても、上輩は上坐兒に下輩は下坐兒に坐することゝなつて居る。圓卓の時は「上下不分」と言はれるけれども、料理を卓に持つて來るその兩側、及びそれに近いところが下坐兒といふことになる。婚禮の馳走は貧富に

應じて多様であるが、通常の農家では打瀾麵、八箇碟、四小椀兒、それに酒は白乾兒（高粱酒）位のものである。宴席が終ると伴郎は送親的爺們を喜房に案内して茶を飲ませる。そこで送親的爺們は伴郎に上輩を呼んできてもらひ、喜房に於て紹介せられる。この時送親的爺們は新郎の上輩に初めて會ふわけである。送親的爺們は新郎の上輩に次のやうに托付（たのむ）して辭し歸る。

姑娘歲數小、做話如有不通達的、您這兒指教、娶到您家裏、就是您的人了、您多教條、我們告辭回去了。

娘は何分歲が若いので、筋の通らぬことがあれば、あなたの方で教へてやつて下さい。こちらへ貰つていたゞいたからには、娘はこちらの家の者ですから、どうぞいろ／＼と教へてやつて下さい。私たちはおいとまして歸ります。

と。歸るに先きだつて伴郎は、新郎と共に大門外の左側に立つて待ちうけ、送親的爺們が出て來ると、新郎は彼等の一人一人に作揖する。それから送親的爺們は車に乗つて歸つて行くのである。

送親的爺們が歸ると、再び娘家から新親八位、即ち堂客（女客）四人と官客（男客）四人上がその日の中にやつて來る。本來は轎車に乗つて來るべきであるが、ない時には洋車で來てもよいと言はれる。彼等が到着すると、伴郎や張羅人が門の前で待ち受けて居て迎接をする。この八人を迎へて、官客即ち男客四人は官坐兒屋子で、堂客即ち女客四人は女坐兒屋子で、それぞれ別々に接待をする。これらの新親は一架（十六箇）の大マントー、又は兩架（三十二箇）の大マントー、及び拜禮（帽子、圍脖兒、肩掛け、鞋などの禮物）を持參するものとされて居り、新親はこれらの禮物を伴郎に渡し、伴郎はそれを天地爺の前の桌子に持つて行つて置く。また新郎の家からは神紙（財神貴神の紙の像や黄錢元寶等、いづれも紙製）一份、香一股、紅臘一對を供へる。これらの用意が済むと新親の官客たちが伴郎に、「本家的長親過來、我們好會親」（お家の上輩の方々どうぞおいで下さつて、私たち嫁の方の者と親戚の

御挨拶をさせて下さい」といふ。すると伴郎は新郎の父を呼び、父なき時は舅舅又は大爺（伯父）が代りに出て双方挨拶をかはす。新親の官客は新郎の父又は舅舅や大爺に對して、「您是學生的父親麼」（あなたは新郎のお父さんですか）とたづねる。新郎の父が「是」（そうです）と答へると、新親の官客は「那麼咱們會親罷」（それでは私たちが會親いたしませう）といふて、新親の官客と新郎の上輩とが天地爺の前で會親する。

新郎の父は官客（新娘の父）を上位（左方）に立たせ、自分が下方（右方）に立ち、伴郎が神紙を燃やし線香を立て、ローソクに火を點すると、新親の父親二人は跪いて四回叩頭する。叩頭が終ると立ち上り、新娘の父が新郎の父に「請長親見禮」（あなたの方の上輩の方に御挨拶をさせて下さい）といひ、新郎の父は「兩免了、話到禮到」（おたがひに略しておきませう、それで十分です）といひ、挨拶を省略することゝされて居る。次に伴郎が「搦拜罷」（挨拶のお手つだひ）といふと、新郎の後には伴郎二人がつき、新娘の後には全口人二人が随つて現れ、他の伴郎が新郎新娘を天地爺のところ案内をし、「先請媒人受禮」（先づ媒酌のお方、新郎新娘の挨拶を受けて下さい）といふと、媒人が出てきて天地爺前の桌子の左方にある凳子（腰掛臺）の上に坐る。張羅人が「請媒人受禮罷、跑前跑後不容易」（媒酌の方は新郎新娘の叩頭をお受け下さい。あちらこちらとかけまはつて大變なお苦勞だつたと存じます）と述べ、新郎新娘が叩頭すると、媒人は「偏大家禮」（とんでもないこと）といふて、凳子の上で坐したまゝ受禮して去る。これを「謝媒人」と言ふて居る⁽¹³⁾。これが終ると張羅人が「往下讓」（つゞいてお願ひします）といふと、新娘の新親四人が出て来て桌子の前に立つ。若し新娘の父が居れば新郎の方の張羅人たちが、「請凳子上坐罷」（どうぞ腰掛臺の上にお坐り下さい）といふのであるが、父は坐らずに他の三人と共に立つて居る。新娘は立つたまゝで新郎一人だけが、新娘の父に三回又は四回叩頭し、他の三人の新親にも叩頭するのであるが、それが上輩なれば叩頭、平輩ならば鞠躬することゝされて居る。叩頭が済んでも新親四人はその場を去らずに居り、新娘の父一人が女坐兒屋子

に行つて、堂客四人を呼んできて、天地爺の前で新郎から受禮する。この堂客四人の中には、新娘の母があれば必ず加はるのであるが、その他舅母（母の兄弟の妻）・姑母（父の姉妹）・嬪母（叔母）・大媽（伯母）等も加はるわけである。若しこれら新娘の上輩がなければ、平輩の者が參列することゝなつて居り、かゝる場合には新郎はたとへば鞠躬でよいとされて居る。

新郎が堂客四人に叩頭する時、官客四人は傍で陪伴して立つて居る。新郎は堂客四人に對して、誰が上輩であり平輩であるか分らないから、皆一樣に叩頭をするのであるが、若し堂客中に平輩が居る時には、官客四人の中の一人が進み出て、

這位是嫂子（又はそれに相當する言葉）都是平輩、不必叩頭、鞠躬罷。

この人は姉さんでお互に平輩ですから、叩頭しなくともよいです。鞠躬して下さい。

と新郎に説明することゝなつて居る。この八人の受禮が終ると、張羅人は八人を棚裏院子（席で天井を張つた宴席場）に案内して、官客堂客別々に赴席吃飯させる。棚裏では伴郎と新郎と一諸に、新娘は全口人と一緒に赴席するのであるが、先づ媒人を正座に入坐させ、陪客を媒人の兩側に一人宛坐らせる。今棚裏に於ける席次の圖示を省略するが、特定の客以外にはその輩の上下によつて席次の定められること、諸他の會合宴席などに於けると同様である。全部が着席すると、張羅人が茶房に「上茶」（お茶を差し上げるよ）と言ふて茶を持來せしめ、新郎の父が茶をすゝめてから、新親の官客四人に滿酒し佈茶（料理をとつて客に分つ）する。堂客四人に對しては、新郎の母が同じことをする。

宴席が終ると、官客堂客八人を喜房で接待し、新郎の父母は新親の八人と雜談などをする。それが濟むと新親の八人は、新郎の父母に新娘のことを托付托付（依頼）して、回門（里がへり）の日子を四日目又は六日目かとな

づねる。そして新郎の父が「六天接回門」(六日目に里歸りの迎へを下さい)と言へば、六日目には娘家から使の者と迎の車とを寄こす。かくて回門の日がきまると、新親八人は「天不早了、我們告辭」(日も大分晩くなりましたからおいとまします)といふて歸り仕度にかゝる。そしてこの八人が大門外まで行かない中に、新郎は伴郎と共に門外に出て待ち、新親八人が大門を出て車に乗ると、新郎と伴郎とが作揖(兩手を拱んで上下する禮)するのであるが、この時伴郎は「新郎這兒恭揖了」(新郎はこゝで恭しく作揖して居ます)といふ⁽¹⁴⁾。

注

(10) 接轡的人は「誰デモヨク、輩ノ上下ヲカマハズ、タゞ犯相ノ人ハ不可」と言はれて居る。同上資料一四頁。

(11) 天地桌は通常は勿論置かれて居ず、かゝる場合にのみ臨時に平常室内で用ひる卓を持ち來たるのであるが、農民はこれをこの場合天地桌と呼んで居る。

(12) この時いづれの隅を先きに射るか自由である。

(13) 媒人に對しては、式が終つてから適當な日に、新郎の父が酒・メリケン粉・茶・菓子などを購うて禮に行くものとされて居るが、父がなければ拜年の時に、新郎新婦が贈物を持つて行く。新婦の家からは格別にはしないと云はれて居る。

(14) 以上のことを一日の中にするこゝとなつて居る。従つて娘家の所在が大體十里以内ならば一日で済まし得るが、三、

四十里の距離ともなれば二日はかゝると言はれる。同上資料二四頁。また次のやうにも言はれる。

「結婚式ハ何時カラ何時マデノ間ニスルカ——朝三、四時頃ニ新婦ヲ迎ヘニ行ク。迎ヘニ行ク時間モ算卦的先生ニトシテ貰フ。若シ十時頃發轡スレバ一日デハ終ラナイ。ソレデ早ク行ク」と。同上資料一九頁。

次に婚姻當夜の「聽房」なる習俗を紹介しようと思ふ。聽房とはその名稱によつても知られる如く、婚姻の當夜、新郎新婦が洞房に入り、或は床に就いてからの會話を、下輩の者たちが窓外からひそかにきいて、いたづらやからかひなどをする習俗であつて、從來吾國に紹介されて居るが如き、あくどい習俗はこれを見出すことが出来なかつた⁽¹⁵⁾。而もそれは地方によつて名稱も若干異り、またかゝる習俗を有する地域と然らざる地域とが存し

て居る。

河北省良郷縣吳店村に於ては、「コチラデハ結婚當日ニ「分大小」ヲスルカラ、上輩ト下輩トガ分ツテシマヒ、ソノタメ鬧洞房ガ出來ナイ。他ノ地方デハ三天（三日目）ニ分大小スルノデ、ソレマデハ輩ノ大小ガ分ラヌカラ、鬧洞房ガ出來ル」と言はれて居る⁽¹⁶⁾。

また順義縣沙井村では「鬧聽房トイフガ、コチラニハナイ。山東ヤ山西ニハアル」と⁽¹⁷⁾。
昌黎縣侯家營では「聽聲」と呼ばれ、新郎新娘が床につく頃になると、領媳婦（花嫁ノ世話ヲスル人）が床を伸べて呉れるのであるが、そのとき「東一輛西一輛、養兒閨女一大群⁽¹⁸⁾」といふと言はれ、それから聽聲になるわけである。

聽房トイフコトハナイカ——部屋ノ外デ聽ク。聽聲。

ソレハ下輩ニ限ラレテ居ルカ——然リ。平輩デモヨイ。

平輩デ結婚シテ居ル者デモヨイカ——ヨイ。

新婚ノ床ノ中ニ何カヲ入レテ、イタヅラヲスルコトハナイカ——辣椒（唐ガラシ）ヲ入レタリスル。

ソレハ領媳婦ガスルノカ——誰デモヨイ。

ソレハドウイフ意味カ——イタヅラ。

聽聲ハ何時マデスルカ——夜十二時カラ二時頃マデ。

ソレハ何ノタメニスルノカ——新郎ト新娘トドチラガ先キニ口ヲキクカヲ窓ノ外デキク。

新夫婦ハソレヲ知ツテ居ルノダラウ——初メハ知ラサナイヤウニシ、二時頃ニナルト「モウ歸リマス！」トイフテ、大キナ聲デ笑ツテ歸ル⁽¹⁹⁾。

また山東省恩縣後夏寨に於ては、聽房に先きだつて「鬧新房」が行はれる。それは結婚「當日ノ晝、平輩デ年齢下ヤ下輩ノ者タチガ、嫁ニ物ヲヤツタリ笑話ヲシタリスルコト」である。夜になると「圓房」が行はれる。農民はこれを「男女二人寢ルコト」と言ふて居るが、勿論これは新夫婦の床入りを意味して居る。圓房の夜具は全子女（男の子と女の子とある女）が布くことゝされて居り、若しこの全子女が「老婦人ナラバ何モシオイガ、同輩又ハ以下ノ者デアルト、夜具ノ中ニ草ナドヲ入レテイタヅラヲスル。コレヲ鬧房トイフ」と。更に「夜九時頃ニナルト、新郎ガローソク又ハランプナドヲ持ツテ洞房ニ入ル。スルト同輩デ年齢下ノ者ヤ下輩ノ者ガ、新夫婦ノ會話ヲコツソリト聽ク」と言はれる。この間の態様は諸他の地域のそれと大差はない。そこで最後に筆者が、この聽房の習俗に於ける世代の限定に就いて確かめてみる。

以上ノコトハ平輩ヤ下輩ニ限ラレテ居ルノカ——然リ。平輩デモ年齢下ノ者ナラバ、既婚未婚ニ關係ハナイ⁽²⁰⁾。と。まことにほゝえましいざれごとであつて、嚴肅な婚姻儀禮の中に織りなされた罪のない農村の情趣であると言ふべきであらう。

注

(15) 例へば永尾龍造著「滿洲支那の習俗」二六五—二八八頁。井出季和太著「支那の奇習と異聞」六一—八頁。

(16) 同上資料、第一〇九輯（家族制度篇第一八號）二四—五頁。

(17) 同上資料、第一〇八輯（宗族制度篇第一七號）七五頁。

(18) 同上資料、一一〇輯（家族制度篇第一九號）二六頁。東と西と相稱して居るのは、男女夫婦を指稱するものか、それとも東からも西からもと言ふ意味なのか明かでない。養兒閨女は男の子女の子の謂で、子供が澤山産れ出ることを詠じたものであらうと思ふ。

(19) 同上資料、一一〇輯（家族制度篇第一九號）二六頁及び三八頁。

(20) 同上資料、第七一輯（家族制度篇第一〇號）八六頁。

婚姻の後三日目に家に神主匣兒（位牌を容れた箱）があれば、家で「拜祖先」をする。即ち神主匣兒に供物をして、神主が誰であるかを新娘に教へ、新郎新婦に叩頭させるのであるが、家に神主匣兒のない時には（神主匣兒又は祖匣と稱せられるが一般には常時祖先の位牌自體を有する家が極めて寡い）、祖墳に詣ることゝされて居る。そしてかくの如き神主匣兒への叩頭若しくは祖匣への参拜は、「始メテツノ家ノ者ニナツタノダカラ」と説明される。

回門即ち里がへり、は前にも記した如く、入嫁の日から四日目若しくは六日目に行はれることゝなつて居る。當日新娘の家からは新娘と新姑爺（新郎）とを迎へる車が来て、それに乗つて回門するのであるが、車が新娘の家に到着して新郎新娘が下車すると、親戚や當家實口的人（その家の人、こゝでは娘家のうちの人だけ●意であらう）が互相恭揖する。恭揖が終ると新郎は男人的屋裏に、新娘は女人的屋裏に入り、新郎新娘が夫々洗面を終へると、お茶や點心（菓子）をすゝめるのであるが、その時には平輩のみが陪坐することゝなつて居る。即ち陪坐がかく平輩のみに限られる理由として、農民の述べるところによれば「上輩ニハ拘束ガアル。即チ上輩ト下輩ト一緒ニ坐ルト、犯坐ニナルカラ坐ラナイ」とのことである⁽²⁾。茶を喫し終ると點心を下げ、それから新郎が新娘の家人に「行俗禮」をするのであるが、平輩には鞠躬、上輩には叩頭すること諸他の儀禮に於けると同様である。この行俗禮が終ると、新娘の家の一人を案内人として、同族の家に挨拶まほりをする。この場合にもやはり上輩には叩頭、平輩には鞠躬、下輩には何もしないと云はれて居る。

挨拶まほりが終ると新郎は娘家へ歸つて休息をする。それから同族の下輩の者は皆集つて食事をするのであるが、その時新郎は一人上坐につき、平輩の者の陪坐で食事をする。食事が済むと、また茶を喫し話などして休息する。それから同族の下輩の者が先づ新郎に、次に新娘に道喜叩頭する。この下輩の道喜叩頭が済むと、新郎は新娘の家の陪客の人に、「我來の時侯、父母有交派、不叫晚回去、不能等到太陽落」。即ち「私がこちらにまいり

ます時、父母の申しますのには、余り遅くなつてはいけないとのことで、日が暮れては具合がわるうございますので」といひ、更に「請問這邊是照單九、或是照雙九」。即ち「おたづね致しますが、お宅からの御來訪は九日目ですか、それとも十八日目ですか」とたづねる。そして新娘の父が「單九也去、雙九也去」。即ち「九日目にも行きますが、十八日目にも参ります」と答へれば、新郎は重ねて「單九去的人多呀、雙九去的人多呀、我們好準備」と。即ち「九日目にお越し下さる人が多くございますか、十八日目にお越し下さるのが多くございませうか。十分用意をしてお待ち致して居りますが」と言ふ。そして若し「單九去的人少、雙九去的人多」と答へれば、新郎は家に歸つて父母にその由を傳へ、單九には簡単に、雙九には盛大に準備して、新娘の家からの來客を待つわけで、とにかく新郎はこの返事をきいて後、告辭して新娘と共に家に歸るのである。

かくて單九には麵と菜とを少し用意してもてなし、雙九には成桌子的酒席（一卓一卓を以て數へる正式の料理と當然に酒席）を用意するわけである。そして單九にも雙九にも新郎の方の同族や親戚が集るとされて居るが、特に近親戚（近い姻戚）と近本家（近縁の同族）とは必ず參集する。遠親戚や遠本家でも新郎の家と走往したい者は、この機會に集つて來るのである。そして結婚以後新郎と會つて居ない人たちは、この時新郎の兩親に先づ道喜する。新郎はそれらの人に對して、その人が若し上輩であれば叩頭し、平輩であれば鞠躬し、下輩なれば下輩の者が新郎に道喜叩頭をすることまた前と同じである。そして宴席が終ると姑らく四方山の話をして、娘家の人たちも參集の親戚や本家の人たちも、夫々告辭し、套車（車に馬をつなぎ）して各自歸つて行くのである。

以上で簡略且つ極めて杜撰ながら、迎親（又は迎娶）から回門及び單九雙九に於ける娘家からの訪問に到るまでを、河北省良鄉縣吳店村の農民の陳述に基いて記したのであるが、本稿初頭に於て既に記した如く、筆者の極めて寡少な調査範圍に於ても、婚姻習俗の地方的差異は著しく認められるところであつて、これを以て中國或はす

なくとも華北農村に於ける婚姻習俗をつくすものであるとするは極めて危険であり、それはまさしく九牛の一毛にも比すべきものではあるが、その骨格的なものはその地方的差異を超えて、ほど叙述し得たのではないかと思ふ。そして上記婚姻儀禮及びそれにまつはる習俗を通して窺はれることは、輩の上下又は大小による差別であつて、それは男女兩家の凡ゆる儀禮的な挨拶に於て、上輩には叩頭、平輩には鞠躬、下輩は無視されるか、若しくは下輩から逆に道喜叩頭することに一定されて居り、また宴席の席次が輩の上下により、陪坐に於ては上輩が犯坐として忌避せられ、一定して平輩とされて居ること、更にまた聽房の習俗に於ては、下輩或はすくなくとも平輩に限られて居ること等によつても、世代的な規範が婚姻儀禮及び習俗を一貫して規範付けて居ることが窺知し得ると思ふ。然しながら以上はいづれも儀禮乃至習俗に見られる規範であつて、従つてそれは當然に傳統的な性格を多分に有つものと判ぜざるを得ない。故に以下かゝる世代的規範が、現實の慣行として如何程の意義や比重を有するかを見ると共に、またかゝる規範の歴史的な背景をも、若干の資料に基いて紹介することゝしよう。

注 (21) 同上資料二五頁。

(22) 北支慣行調査資料の中、筆者の擔當せる家族制度篇には、多かれ少かれ必ず婚姻習俗に關する調査がなされて居る。それによつても婚姻習俗の地方的差異の一端は窺はれると思ふ。

先づ最初に婚姻のとりきめに見られる世代的規範の態様を窺つてみることにする。

一般に同一村内に於ける婚姻は僅少とされて居り、そしてその事由としてあげられるのは次の如きである。

指腹婚ハコチラニハナイカ——ナイ⁽²³⁾。同村ノ人ノ結婚モスクナイ。

村内ノ結婚ハ如何シテスクナイカ——家庭ノ様子ガ分ツテ居テ、貧シイコトガヨク分リ、將來モマタ豫想出來ルカラ。

相互ニヨク知ツテ居ルコトハ結婚ニ都合ヨクハナイカ——コチラノ習慣トシテ結婚シタガラナイ。自分ノ子供モ他村カラ嫁ヲ貰ヒ、娘モ亦他村ニヤツタ⁽²⁴⁾。

注 (23) 指腹婚は現在一般に殆んど行はれて居ない。その歴史的な記述は簡略ながら趙翼の陔餘叢考卷三十一。「指腹爲婚」の條に見えて居る。

(24) 北支慣行調査資料第一〇九輯、家族制度篇第一八號二九—三〇頁。

と。即ちこれによれば村内結婚の僅少な事山として、相互に家庭の事情が分り過ぎて居り、従つて結婚に夢の持ち難いことがあげられて居るのであつて、この點吾國の同村結婚の僅少な事由とも相通するものがあると思ふ。更にまた次の如き應答も見られる。

村内ノ結婚ハアルカ——アルガ少イ。

何故少イカ——理由ハ分ラヌ。

村内ノ結婚ニヨツテ輩數ガ亂レテクルコトガアルワケダネ——村ニ同族ガ多イタメ。マタ年齢・輩・財産ナドノ適當シタモノガ少イ⁽²⁵⁾。

村内ノ輩ヲ異ニスル者ガ結婚スルト、村内ノ輩ガ亂レルカラ、ナルダケ結婚ヲシナイトイフコトガアルカ——アル。

村内ノ結婚ハ平輩ガ多イカ、輩ヲ異ニスル者ガ多イカ——平輩ガ多イ⁽²⁵⁾。

注 (25) 北支慣行調査資料第一〇八輯、家族制度篇第一七號、六一—二頁。河北省順義縣城內。
(26) 北支慣行調査資料第一〇輯、家族制度篇第一九號一八頁。河北省昌黎縣侯家營。

以上異なる二地域に於て、村内結婚の稀少な事由として擧げられて居るのは、先づ中國農村には同族とよぶ特質

的な親族集團の存在すること、及びこの集團内に於ては結婚を禁忌するといふ所謂族外婚の嚴格なる鐵則の存在することこれである。一般に中國特に華北農村に於ては、百戸内外の戸數を以て構成せられる村落が多く、而もそれは純然たる同族村落、即ち同族のみを以て構成せられるものは、一般に想像せられるよりも遙に寡く、假りに百戸内外を以て戸數的に定型的な村落とすれば、それは數姓乃至十數性を以て形成せられてゐるのが通常であり、而もそれは二、三十戸乃至數十戸よりなる同族を含む場合が極めて多いのである。従つてかくの如き村落に於ては、その同族が族内婚を禁忌する以上、同一村内に於ける結婚の相手方が、數的に既にかなりの制限を受けて居ることは必然であり、而もその上に農民の語るが如く、「年齢」や「財産」を問題とするに於ては、その選擇の範圍はますます縮小されざるを得ないこととなるわけである。

次に今一つ重要な事由としてあげられて居るのは「輩數」の問題であるが、この輩數の問題を理解するがためには、筆者の提起した質問中に見られる「村内ノ輩」なるものに就て、若干の説明を要するであらうと思ふ。こゝに「輩」といふは勿論「世代」の謂であつて、兄弟姉妹・從兄弟姉妹等凡そ自己と同一世代に屬するものを總稱して、「同輩」又は「平輩」などと呼んで居り、自己より世代上の凡ての者、即ち父母・伯叔父母・祖父母・曾祖父母等直系傍系の者を含めて、「上輩」「長輩」又は「大輩」「前輩」などと呼んで居り、同様に自己より若き世代の凡ての者、即ち子・姪・孫・曾孫等を總稱して、「下輩」「晚輩」又は「小輩」「後輩」などと呼びならはして居り、かゝる輩即ち世代關係を明かにすることを、一般に「論輩」とか「按輩」とか或は「論輩數」などと呼んで居るのである。さきに紹介せる婚姻儀禮に於ける「分大小」とは、この輩の大小を分別するの謂に他ならず、従つてこれが論輩や按輩と同義語であることは言ふまでもない。而してかゝる親族的世代稱呼が、同族と呼ばれる同姓同宗の男系血縁者間に普遍的に存在して居るばかりでなく、親戚即ち婚姻關係によつて結ばれたる當該兩

家族、及びその家族を含む兩同族間相互に確然と存在して居るのであつて、この點吾國の親族組織に伴ふ稱呼が、比確的に不明確且つ狭小な範圍にとゞまることゝまさに對照的である。とりわけ中國農村に於て特筆すべきことは、かゝる親族稱呼の存在が血縁や姻族の間のみ限定せられずして、單に地縁關係を有するに過ぎない同一村人の間にも、傳統的且つ普遍的に存在して居ることこれであつて、これを筆者はたまさかの農民の用語をそのまゝに、「街坊の輩」（街坊的輩）と呼び來つて居るのであるが、土地によつては「鄉間輩」即ち「鄉間の輩」と呼んで居るところもある⁽²⁷⁾。而してかゝる街坊の輩なるものは、父母と子及び夫と妻と言ふが如き特定なる親族稱呼を除外して、その他のものはあますなく存在し、且つ一般に用ひられて居るのであるが、それは吾國に於て「おぢいさん」「おばあさん」「おぢさん」「おばさん」や、また「おにいさん」「おねえさん」などと呼ばれるものとは本質的に異つて居る。即ち吾國のかゝる親族稱呼は、尊敬や親愛や時に便宜に基いて恣意的に決定せられ且つ變更され得るものであるのに對して、中國のそれは「おぢいさん」を隨便に、即ちその年齢や地位境遇などに應じて、「おぢさん」に變へ得るが如きものでは決してなく、自己より年齢遙に若く且つ血縁を有せざる村人に對しても、「おぢいさん」「おぢさん」或は「おにいさん」などと呼ばざるを得ないやうな傳統的な拘束と、ある程度の身分關係をその實質的な内容として居るのであつて、この點吾國の非血縁者間に於ける親族的稱呼とは、本質的に異つたものと言はざるを得ないと思ふ。加ふるにまた吾國のそれは、特定の家と家、若しくは人と人との間のみ用ひられるのに對して、中國特に農村に於けるそれは、苟もそれが「本村人」即ち村の人と相互に目し得るが如き關係にある全村人に、その老若と男女とを問はず、親から子、子から孫へと傳承し續けられきたつたものであつて、従つて全村人が悉く親疎の別なく相互にその親族的稱呼を有し、従つてその世代の上下關係を明にして居るのであつて、この點も亦吾國の非血縁者間に於ける親族的稱呼とも異つて居るわけである。而し

て中國農村に於ける血縁者・非血縁者を含む親族的稱呼の存在と、それに伴ふ傳統的な身分關係の存在を目して、筆者はこれを世代主義的規範と呼んで居るのであつて、要するにこれは前記農民自らの用語たる論輩や按輩の譯語に他ならぬものであるが、かゝる世代主義的規範の家族制度上の意義、即ちその詳細なる解明は本稿に於ける直接の課題ではなく、こゝではたゞ婚姻關係に見られるこの世代主義的規範の態様を紹介することを目的として居り、従つてすくなくともこの主題の下に於けるかゝる規範のありかたは、以下の記述によつて自ら解明されるところがあるであらうと思ふ。

注 (27) 北支慣行調査資料第七一輯、家族制度篇第一〇號（山東省恩縣後夏寨）四四頁。

婚姻のとりきめに見られる世代的規範の態様は、上記質問應答によつても或る程度窺ひ知ることが出来ると思ふ。即ち上記應答に於ては村落内の婚姻の稀少な事由として、第一に同姓不婚の同族が數多く存在すること、次に年齢や財産の均等即ち所謂門當戸對の家が少く、兩者相俟つて嫁娶に於ける選擇の範圍を數的にかなり局限せしめて居ること、今一つは輩即ち世代の問題が擧げられて居るのであるが、これは言ふまでもなく世代相當者の謂であつて、換言すれば前記の如く村落には、血族には勿論のこと、非血族者にして單なる村人に過ぎない者の間にも、夫々の親族的世代稱呼が普遍的に存在して居り、ために結婚當事者は相互に同一世代に屬する者であることをある程度要請せられて居るわけであり、この意味に於て同一村落で同族を除外し、年齢・財産等が相匹敵し、且つその上に世代同一な者といふ條件を持ち來たるとすれば、狭小な村落内では結婚相手方の選擇がますます困難となり、いきほひ他村に求めざるを得ないこととなり、これが同一村落に於ける結婚を稀少ならしめる主因であると述べられて居る。然しながら結婚當事者の世代同一といふ要請は、上記應答によつても知られる如

く、村内結婚稀少の一つの要因としてあげられて居るに過ぎず、未だ決定的なものとは受取り難いやうに思はれる。更にまた前掲の村内異輩者の結婚に對する質問は、筆者不用意にも誘導的な質問を試みて居り、また平輩間に於ける結婚と、異輩者間に於ける結婚の多寡に關する農民の應答も、比較的「平輩ガ多イ」といふ傾向を物語つて居るに過ぎず、従つて上記應答を通して見る限り、同一村内に於ける結婚に就ては、世代の同一といふ要請が、必ずしも決定的なものではないことが知られると思ふのであるが、以下この點につき具體的な事例に徴して考察してみたいと思ふ。

本村人相互ノ結婚ハナイカ——一家アル。張順ノ兒媳(息子ノ妻)ハ李永志ノ娘デアツタ。

張順下李永志トノ輩ハ如何——平輩。

本村人相互ノ結婚デ輩ハ違ツテキテモヨイカ——イケナイ。輩數ハ改メルヲ好マナイシ、改メルコトハ出來ナ

イ(輩數不好改不能改)⁽²⁴⁾

この應答によれば村内結婚の實例が、必然的にか偶然的にか平輩であり、且つそれと共に、村内結婚に於ては同一世代者なるを要することが強調されて居るのであるが、この點に關しより豊富なる實例に即しての調査を、筆者粗忽にも怠つて居るが故に尤も村内結婚自體が極めて稀有ではあるが今他の異なる一、二の地域に就て之を徴してみるとしよう。

同一村内ノ結婚ハヨイトサレテ居ルカ——姓ガ違ヘバヨイ⁽²⁵⁾。

輩ハ違ツテモヨイカ——ヨイ。

村内デ異輩ノ者ノ結婚ガ最近ニアルカ——三年前劉萬喜ノ娘ト侯治東ノ息子ト結婚シタ。侯治東ハ侯定義・侯

瑞和ノ叔父因ミニコノ應答ハ侯定義及ビ侯瑞和ニヨツテナサレテ居ル。

劉萬喜ノ侯定義・侯瑞和トノ輩ノ關係ハ如何——任子ニアタル。從ツテ劉萬喜ノ娘ハ吾々ノ孫女ニナル。

スルト侯治東ノ子ノ振綱トアナタ達トハ平輩カ——然リ⁽³⁰⁾。

即ち應答者侯定義及び侯瑞和より言へば侯治東とは同族であり、世代關係より言へば侯治東の息子振綱とは平輩である。一般に同族間の親族稱呼と同村内の非血族者との親族的稱呼、即ち街坊の輩とは矛盾なく同一であることを常として居るが故に、他姓ではあるが劉萬喜は前記兩名の侄子にあたり、その娘は當然に孫女正しくは侄孫女である。であるからして、侯振綱と劉萬喜の娘との結婚は、その世代關係より之を言へば、一輩即ち一世代を異にする者に於ける結婚といふことになる。而してかゝる事例に基いて他地域に於て之を問へば、即ちその村落の非血族たる街坊に於て

伯父ト侄女トノ關係デ結婚シテモヨイカ——ヨイ⁽³¹⁾。

と是認せられて居り、また同じ順義縣沙井村の杜祥と言へる農民も、現に同村内で世代を異にする者と結婚をして居る。

アナタノ結婚ハ妻ト街坊ノ輩ハ同ジダツタカ——張林榮ガ自分ヨリ一輩下デアル社祥ノ妻ハ張林榮ノ実妹デアル。村内ノ結婚デ輩ハ同ジデモ亦異ツテ居テモカマハヌカ——カマハヌ⁽³²⁾。

と、こゝでは世代の差異を問題としないかのやうに言はれて居る。

以上質問應答の引證及びその説明によつて、血縁を有せざる同村人の間にも、即ち張姓と李姓、劉姓と侯姓、また杜姓と張姓とに於て、確然たる親族的稱呼の存在して居ることが知られ、且つその限りに於て恰も一家的な若しくは同族的な組織を有ち、また何がしかの身分關係を有するであらうことが想像せられるのであるが、今の場合この問題は一應他日に期することとする。而して當面の課題たる結婚に於ける世代的規範の意義如何に關しては、農民の述べるところ實に區々として容易に窺知し難いのであるが、上記の如く事實に於て異輩者間の結婚

が行はれて居るところよりすれば、一般的に見て、これが決定的な規範たり得ないことは容易に首肯し得るところであると思ふ。従つて良郷縣吳店村に於ける農民の應答は、この農民がその望ましきを強調するに出るものであると考へられる。事實この良郷縣吳店村のみに於て、諸他の調査村落と比較して、かゝる規範が特に鞏固に保持せらるべき特質的な條件は見出し難いのである。

然らば結婚に對する世代的規範が、單に望ましい條件であるに過ぎないとすれば、従つてまた世代を異にする者に於て、現實に結婚が多かれ少かれ行はれて居るとすれば、謂ふところの街坊の輩なるものは、當然に混亂を生じて來るわけである。

そこで筆者は、さきの「伯父ト侄女トノ關係デ結婚シテモヨイカ」との質問に對する農民の肯定的な應答について、次の如き質問を重ねて提起して居る。

スルト輩ハ變ツテ來ルガラウ——然り。

娘ノ方フ同族全部ノ輩數ガ變ルノカ——然り。全部變ル⁽³³⁾。

また前記杜祥なる農民の異輩結婚の質問については、

ソウスルト街坊ノ輩ガ亂レテ來ルデハナイカ——違ヘバソレニヨツテ皆輩ガ變ツテ來ル⁽³⁴⁾。

と。更に侯振綱の劉萬喜の娘との異輩結婚の質問については、

結婚シテカラ輩ガ變ツタカ——變ツタ。然シ自分タチトハモトノマ、デ、結婚シタ相互ガカハツタ。

劉萬喜ト侯治東ノ家族ハ全部變ツタノカ——然り。

結婚前ニ於テハ、侯治東ト刻萬喜トノ輩ハ如何——治東ハ萬喜ノ爺爺祖^父デアリ、振綱ハ萬喜ノ叔叔^父デアツタ。

トコロガ結婚後萬喜ガ振綱ノ岳父ニナツタ。

結婚ヲシタ家ガ相互ニ變ルダケデ、村ノ輩ハ變ラヌノカ——然リ。五服以内ノ同族モ亦皆變ル。五服以外ハ不

關⁽³²⁾。

即ちこの應答によれば、侯振綱と劉萬喜の娘との結婚によつて、劉萬喜の世代稱呼が二輩くり上げられたのであるが、かゝる親族的世代稱呼の變化は、單に相互の五服以内にとゞまつて、五服以外には關係しないと述べられて居り、このことはまた次の應答に於ても是認されて居る。

村内デ輩ガ違ツテ居テモ結婚スルカ——スル。

叔叔ト侄女ト結婚スルト、侄女ノ兄弟ハ叔叔ト同輩ニナルカ——然リ。

村ノ人ハソナ時トブヤウニ呼ブカ——今マデ通りノ輩デ呼ブ。

スルト親戚ノ間デハ輩ヲ上ゲテ、一般ニハ從來ノ通りニ呼ブカ——然リ⁽³⁰⁾。

この質問に於ては、農民がこの場合用ひて居ない「親戚」の用語が用ひられて居り、概念不明確且つ限定を與へないまゝ放置されて居るが、前掲の應答に見られる如く、相互の同族の五服以内或は姻戚の近親間にのみ世代稱呼の變化が生じ、一般には從來通りの稱呼が用ひられるものゝやうに解される。

上記の如く村内の輩を異にする者の間に結婚が取り行はれた場合、在來の親族的世代稱呼が局部的に混亂や變化を生ずることは事實であるが、それは恰も池中に小石を投じて、水面全體には波紋を及ばしめ得ないのと同様であると思はれる。とにかく親族的世代稱呼の上にかゝる混亂や變化を生ぜしめても、猶且つ村落生活にさしたる齟齬撞着を生起せしめないといふ事實によつて、村落に於ける親族的世代稱呼のもつ規範的な意義や性格が、ほど如何なるものであるかゞ想見し得ると思ふ。このことはまた次の質問應答によつても窺ふことが出来る。

村ノ輩ガ下ルコトヲ好マヌトイフコトハナイカ——結婚ヲヨシトシタノダカラカマハヌ。

村内デ輩が高イトイフコトハ名譽ナコトカ——考ヘテ居ナイ⁽³⁷⁾。

即ち第一問の應答に於ては、何やら親族的な世代稱呼の村落生活に於ける規範性を肯定し、また暗示するが如きものがあるのであるが、第二問の應答に於ては、それは抽象的な言葉ながら否定的なものを看取せしめる。尤も後者は同族に於ける族長の存在や、一般的な敬老思想などとの關聯に於て考察すべき問題であるが、とにかく以上の質問應答を綜合して、村落に於ける親族的稱呼とそれに伴ふ世代的規範は、村内異者間の結婚を、積極的に喰ひ止めるが如き強力な規範性を有して居ないことだけは明かである。然しながらその應答にも見られる如く、農民の意識として、また望ましい結婚としては、平輩即ち世代が同一であることを要請して居ることは事實であり、従つてまたそれに背反する異輩の結婚は、多少とも彼等に於ては好ましからざるものであり、その限りに於てすくなくとも彼等の意識を拘束して居るのであつて、脆弱なりとは言へなにかの規範的性格を有つといふことも、亦否定し難いところであると思ふ。

以上便宜同一村落に於ける結婚に就て記したのであるが、然し單に同一村内のみに限らず、廣く親族的世代稱呼を以て呼び合ふが如き交友關係に於ても、多少ともかゝる規範の遵用、乃至それが意識されるであらうことは、また贅言を要しないところであらう(未完)。

注 (28) 北支慣行調査資料第一〇九輯(家族制度篇第一八號)三一頁。河北省良鄉縣吳店村。

(29) 村内村外を問はず、同姓にして不同宗間の結婚は一般的には禁忌されて居ず、李李氏・楊楊氏等の如き姓氏が少からず見出される。

(30) 同上資料第一一〇輯(家族制度篇第一九號)三三頁。昌黎縣侯家營。侯定義と侯瑞和とは平輩であつて、而もその世代を表示する排行字を異にして居るのは、侯定義が侯姓第一門の小三門に屬して居り、侯瑞和が大第一門の小二門に屬して居ること、即ち所屬の支派を異にして居ることによるものである。従つて侯姓はその限りに於て解體分裂して居

中國農村に於ける結婚と世代の問題（上）

るものと見ざるを得ない。

- (31) 同上資料第一〇八輯（家族制度篇第一七號）六二頁。
- (32) 同上八六頁。
- (33) 同上六二頁。
- (34) 同上八六頁。
- (35) 同上資料一一〇輯三三頁。
- (36) 同上一九頁。
- (37) 同上三三―四頁。